**平成２３年（再イ）第７号**
京都府綾部市桜が丘１丁目11番地の10
再生債務者　大槻　敏宏
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月22日まで
平成24年５月22日
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

**平成２３年（再イ）第１６７号**
埼玉県川越市大字砂新田2556番地62
再生債務者　浅利　重正
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月25日まで
平成24年５月23日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（再イ）第１６号**
埼玉県川越市南通町16番地25　ミユテ川越207号室
再生債務者　井上　　馨
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月25日まで
平成24年５月23日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（再イ）第１８号**
滋賀県東近江市小田苅町836番地４
再生債務者　荻田　浩之
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月27日まで
平成24年５月23日　大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（再イ）第１号**
兵庫県川西市清和台西２丁目１番地の121
再生債務者　川上　泰範
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月13日まで
平成24年５月23日　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（再イ）第７８号**
秋田市楢山石塚町８番13号
再生債務者　梁田　千春
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月14日まで
平成24年５月24日
秋田地方裁判所民事第２部

## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１５年（再イ）第９０５号**
大阪市淀川区塚本５丁目７番26―402号、認可決定時の住所大阪市東成区大今里西３丁目５番９―904号
再生債務者　清水　正人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年１月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成１６年（再イ）第１００９号**
大阪市港区港晴２丁目３番23号
再生債務者　三浦　博行
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年１月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成１９年（再イ）第３５７号**
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番21―502号
再生債務者　石井　豊治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年３月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２４年（再イ）第１号**
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目42番16号
再生債務者　梅原秀次郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年５月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

**平成２４年（再イ）第２号**
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目42番16号
再生債務者　梅原由美子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年５月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

**平成２３年（再イ）第３７８号**
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目13番14―503号
再生債務者　齋藤　智英
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２４年（再ロ）第６号**
神戸市北区藤原台南町３丁目12番12号
再生債務者　岡本　鎭夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月26日から平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第１００３７号**
東京都江戸川区中葛西７―10―１
再生債務者　秋田　道春
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月４日から平成24年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再ロ）第１００３８号**
東京都練馬区大泉町１―26―20
再生債務者　吉住　敏明
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月４日から平成24年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再ロ）第６号**
京都府城陽市寺田東ノ口17番地の24
再生債務者　柏原　祥人
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第３９号**
横浜市磯子区広地町１番14号
再生債務者　沼尾　秀一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第１号**
大阪府貝塚市久保358番地９
再生債務者　伊達　洋一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係